令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人信生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 評議員会の開催に当たっては各評議員が出席可能な日程を調整すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 理事長の専決権限を越える範囲の契約は理事会で審議すること。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告			
1	評議員会を続けて2回欠席している評議員	評議員の出席が可能な日程を			
	があった。	あらかじめ候補日として聞取り			
	ついては、評議員会の開催に当たっては評議	をしているが、直近に再確認す			
	員の出席が可能な日程となるよう必要な調整	ることとする。今後も欠席の続			
	を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選	く評議員がいた場合は適切な者			
	任することがないよう、欠席の続く評議員は適	への改選を検討する。			
	切な者への改選を検討すること。				
	(審査基準第3の1(3))				
2	計算書類に対する注記(法人全体用)につい	計算書類に対する注記(法人			
	て、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受	全体用)については、令和5年度			
	け」が記載されていなかった。	の決算から記載する。			
	ついては、計算書類に対する注記は適切に行	経理規程の改正は12月理事会			
	うこと。	で行った。			
	併せて、計算書類に対する注記に係る規定に				
	つき、経理規程の改正を行うこと。				
	(会計省令第29条) (運用上の取扱い別紙1)				
	(経理規程第62条)				
3	附属明細書について、次の不備があった。	令和4年度については、不備			
	(1) 借入金明細書において、支払利息の金	があった点について12月理事会			
	額 (745,960円) が事業活動計算書上の金額	で報告した。			
	(745,160円) と一致していなかった。	令和5年度決算分において			
	(2) 補助金事業等収益明細書において、施	は、法人本部及び監事の間で一			
	設区分の小計の記載がなかった。	層の内部確認に努める。			
	(3) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借				
	入金)残高明細書において、貸付拠点区分				
	名と借入拠点区分名の名称が逆に記載さ				
	れていた。				
	(4) 国庫補助金等特別積立金明細書にお				
	いて、当期積立額(10,733,000円)及び当				
	期取崩額 (1,693,448円) が事業活動計算書				
	上の金額 (11, 133, 000円/2, 093, 448円) と				
	一致していなかった。				

ついては、附属明細書の作成にあっては、計	
算書類との整合を図った上で、適切に作成する	
こと。	
(会計省令第30条) (運用上の取扱い26(1))	